

平成24年(ワ)第430号 川内原発差止等請求事件

平成24年(ワ)第811号 川内原発差止等請求事件

平成25年(ワ)第180号 川内原発差止等請求事件

原告ら準備書面5
(被告国の答弁書に対する反論)

平成25年9月30日

鹿児島地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 森 雅 美

同 板 井 優

同 後 藤 好 成

同 白 鳥 努

外

被告国は、これまでに、平成24年(ワ)第430号事件に関する平成24年10月5日付け答弁書(以下「答弁書1」という。)、平成24年(ワ)第811号事件に関する平成25年1月7日付け答弁書(以下「答弁書2」という。)及び平成25年(ワ)第180号事件に関する平成25年5月2日付け答弁書(以下「答弁書3」という。)という3つの答弁書を提出しているが、本書面において

ては、右3つの答弁書に共通する、「公権力の行使の取消変更やその発動を求める趣旨を包含する民事上の請求は不適法」であるとする主張と、「本件賠償請求に係る訴えは不適法である」との主張について、反論を行う。

なお、略語等は従前の例による。

第1 「公権力の行使の取消変更やその発動を求める趣旨を包含する民事上の請求は不適法」であるとする被告国の中の主張について

1 被告国の中の主張

被告国は、本案前の答弁として、原告らが訴状の請求の趣旨第2項で求めている、「被告国は、別紙設備目録記載の各原子力発電施設を操業させはならない」という請求について、それは、「公権力の行使の取消変更やその発動を求める趣旨を包含する民事上の請求」であるとした上で、原告らの右請求は民事訴訟における請求としては不適法であると主張する（答弁書1・7頁～16頁、答弁書2・7頁～16頁、答弁書3・7頁～16頁）。

2 被告国の中の主張には理由がないこと（原告らの主張の骨子）

（1）原告らの請求は、権力的行為ではなく、非権力的行為によって原子力発電の操業を停止させるものであること

しかし、原告らは、以下において述べるとおり、①被告国の関与がなければ原子力発電所が設置、操業できないことから、被告国に対して原子力発電所の操業を停止させることができることを主張し、さらに、②被告国が、規制権限を行使せずとも、非権力的行為によって原子力発電所の操業を支配していることから、原子力発電所の操業を停止させる請求を被告国に対してするには、行政訴訟の形式ではなく、民事訴訟の形式によってなすことができるなどを主張している。

従って、原告らが被告国に対して、公権力の行使によって本件原発の

差止を求めていることを前提とする被告国の上記1の主張は、そもそも前提をはき違えており、理由がない。

(2) わが国の原子力発電事業は、形式的には民営事業であるが、実質的には国営事業として推進されてきたこと

わが国における原子力発電事業は、確かに、電力事業を行っている民間電力会社を通じて事業化が実現したものではあるが、被告国が通商産業政策上の観点から導入を図ったものであり、被告国の関与がなければ原子力発電所は設置・操業できなかつたといえるほど、被告国は深く関与している。

その意味で、原子力発電事業は、形式的には民営事業であるが、実質的には国営事業といえる。

そもそも、原子力発電導入期の状況として、東西冷戦下で核兵器製造技術と深く結びついていた原子力関連技術と物資の調達は、政府を通じてしか行うことができず、被告国の関与なくして、原子力発電の導入は不可能だったのである。

また、導入期には、原子力発電所の操業に伴い生じる使用済み核燃料の処理方法と必要な費用は解明されていなかったから、通常運転した場合の最終的なコストを算出することができなかつた。

一方で、被告国と電力会社は、仮に原子力発電所事故が発生すればその被害が国家予算の2倍にも及ぶ可能性があることも認識していた。

このように、被告国も、電力会社も、原子力発電事業の総事業コストが莫大な額になることを予想していたのであり、ましてや、原子力発電所事故が発生した場合の対策をも考慮するならば、もはや純粹な営利事業としては絶対に成立し得ないことを十分に認識していた。

それでも、被告国は、国策として原子力発電を推進することを決定していたから、自ら率先して、国でなくては行い得ない技術、物資調達や

それに必要な条約の締結という役割を果たし、また、莫大な金額が想定される核燃料の処理コストや損害賠償コストを電力会社に代わって引き受けることによって、形式的に民間方式による原子力発電事業をスタートさせたのである。

しかも、こうした原子力発電事業に必要不可欠な役割を被告国が果たし、本来電力会社が負担すべきコストを被告国が引き受けるという、被告国を実質的事業者とする原子力発電の事業構造は、新たな課題が浮上する度に繰り返され、被告国と電力会社の親密な関係はますます強化されながら今日に至っているのである。

このように、わが国の原子力発電事業は、民営事業としての形式をとりながらも、導入期から今日に至るまで、被告国が率先して推進役を果たしながら、中核的な役割やコストの多くを引き受けているのであって、その積極的な関与なくして原子力発電所の操業はできないといえるほど、原子力発電事業に深く関わっていることに照らせば、実質的には国営事業として推進されてきたといつても過言ではない。

(3) 原子力発電事業における「国策民営」の意味（電力会社に対する行政指導、事実行為といった非権力的な行為を用いて、被告国が原子力発電所の操業を支配してきた事実）

わが国の原子力発電事業は「国策民営」方式によって進められてきたとよく表現される。

一般的には、「国策民営」とは、被告国がある一定の政策方針を示し、その意向を受けた民間企業が責任を持って事業を担うということを意味している。

しかし、原子力発電事業においては、単に民間電力会社が被告国の原子力発電推進政策に忠実に従ってきたという程度のものではない。

上記のように、電力会社が本来行うべき役割や本来負担すべき莫大な

総事業コストを全て負担していたのでは、民間営利事業としては到底成立しないことから、被告国が、原子力発電推進政策実現のために、電力会社に代わってコストのかなりの部分を負担することによって、形式的に電力会社に国策を実現させているのである。

即ち、被告国は、国策の実行手段として、原子力発電所の安全性を担保するための法規制を行ったり、また、原子力発電所立地や放射性廃棄物処理に関する電力会社の負担を軽減する為の法整備を行うなどして、原子力発電事業を担う電力会社に対して、行政指導や事実行為といった非権力的な行為を駆使することによって、原子力発電所の操業を支配してきたのである。

そして、その結果、原子力発電の実質的事業者である被告国は、規制権限を行使せずとも、行政指導や事実行為といった非権力的行為によつて原子力発電所の操業を支配できる地位を獲得しているのであって、まさしく、わが国における原子力発電事業は、被告国の国営事業といえる実質を有しているのである。

(4) 原子力発電所の操業を停止させる請求は、民事訴訟の形式によってなすことができる

以上のような被告国と原子力発電事業を担う電力会社との実質的な関係を踏まえて、原告らは、被告国に対して、行政訴訟上の差止め、すなわち、規制権限の発動による差止めを求めるということではなく、行政指導ないし事実行為といった非権力的行為による川内原子力発電所の操業差し止めを求めて本訴を提起したのである。

即ち、原告らとしては、①被告国の関与がなければ、原子力発電所は設置、操業できないことから、被告国に対して、原子力発電所の操業を停止させることができることを主張し、さらに、②被告国が、規制権限を行使せずとも、非権力的行為によって原子力発電所の操業を支配して

いることから、原子力発電所の操業を停止させる請求を被告国に対してするには、行政訴訟の形式ではなく、民事訴訟の形式によってなすことができるなどを主張するものである。

なお、①の「被告国の関与がなければ原子力発電所が設置、操業できないこと」という点については、既に訴状の58頁ないし65頁において、原子力発電は国策として推進されてきたこと、被告国が原子力発電政策を行い、原発立地を進めたこと、総括原価方式という、電力会社が常に利益を確保できる仕組みとなっていること、被告国が放射性廃棄物を引き受けていること、被告国が原子力関連技術の研究・開発を推進していること、被告国が損害賠償リスクを引き受けていることなどを指摘した上で、原子力発電は、被告国の関与がなければ設置、操業しないことを主張しているが、さらに本書面の後記3において右主張を補充するほか、今後提出する書面にて主張を補充する予定である。

また、②の「被告国が、規制権限を行使せずとも、非権力的行為によって原子力発電所の操業を支配していること」という点についても、本書面の後記4において右主張を補充するほか、今後提出する書面によつて主張する予定である。

3 ①の「被告国の関与がなければ原子力発電所が設置、操業できないこと」という点について

(1) 被告国が主体的に原子力発電導入していること

1950年当時、戦後復興を成し遂げ、高度経済成長が始まろうとしていたわが国は、将来深刻な電力不足に陥ることが予想され、発電能力の増強を求められていた。国内資源に乏しいわが国は、電力供給に必要な資源を輸入せざるを得なかつたが、そのために必要な外貨準備高が十分でなく、外貨の節約も重要な政策目標であった。

当時、アメリカやイギリスでは、原子力発電の実用化がようやく始ま

ろうとしていた。

原子力発電は、核兵器製造技術を民間転用した技術であり、技術開発が始まってから日が浅いものの、その技術開発が順調にすすめば、石油火力に代わる将来有望な電源として選択肢の一つに挙がっていた。

もっとも、当時の状況を現在の視点からみると、原子力発電の正の側面ばかりが強調され、核廃棄物の処理問題など原子力発電が抱える負の側面については、全くと言って良いほど検討されなかった。

当時、原子力発電は「夢のエネルギー」として宣伝されていたものの、ようやく実用化がはじまった段階で、当時の経済効率性を重視すれば、石油火力発電に劣っていた。

それでも、被告国は、国策として、原子力発電を導入した。

その理由としては、エネルギー政策上、技術開発が順調に進めば経済性が向上する見通しがあったことや、核燃料サイクルが実現すればエネルギーの自給自足が可能となることがあった。

貿易収支の観点でも、長期間原子力発電所を操業させた場合には、外貨を節約することができる見通しがあった。

そして、産業政策の面でも、当時の最先端技術である原子力関連技術を習得する過程で国内産業の底上げ効果を期待できるものとして、国策として原子力発電を導入することが決定されたのである。

(2) 原子力関連技術や物資の海外からの導入には、被告国の関与が必要不可欠であったこと

原子力関連技術は、核兵器製造技術から民間転用された技術であり、安全保障上の観点から厳重に国際管理されてきた技術である。

特に、世界的に原子力発電への関心が高まった1950年代には、この傾向が強く、原子力関連技術の先進国であるアメリカやイギリスから原子力技術や物資の提供を受けるためには、二国間協定を結ぶ必要があ

った。

同時に、原子力関連技術が厳重に国際管理されていたことは、民間企業を原子力関連技術から遠ざける役割を果たしており、民間企業にとっては、莫大な費用を投じて原子力発電という未知の分野に参入されなければならぬ動機は希薄であった。

そのため、海外技術を導入して早期の原子力発電事業の実現を目指としていたわが国では、被告国自らが率先してアメリカやイギリス政府と国家間交渉を行って原子力発電事業を開始した。

また、被告国は、産業界や学術界に先駆けて、1954年には原子力予算を成立させて、法整備や原子力導入に必要な費用をも負担することによって、わが国に原子力発電事業を導入させたのである。

(3) 原子力発電事業には被告国の関与が必要不可欠であること

ア 原子力発電事業の経済的弱点

原子力発電事業には以下のような経済的な弱点があり、被告国のが積極的関与がなければ、およそ民間事業としては採算が取れない発電方式である。

すなわち、原子力発電事業は、たしかに、通常運転時の発電所の建設から廃止までのライフサイクルコストに関して、火力、水力発電より優位に立つかもしれない。しかし、原子力発電事業は、揚水発電施設の建設、維持管理費、長距離送電網の建設、維持管理費、立地対策費まで含めたインフラストラクチャーコスト、核燃料・廃棄物の処理コスト、原子力発電所事故発生時の損害賠償コストまでを加えた場合には、発電コストが高くなる（たとえば、核燃料事業、特に、バックエンドコストといわれる原子炉から使用済み核燃料を取り出して以降の工程を含めた原子力発電システム全体としての最終コストが不確実である。）。

このように、原子力発電が火力発電よりも初期投資額や発電所事故が発生した場合の被害規模が格段に大きいこと、政治的、社会的な環境変化に対して脆弱であることなど、高い経営リスクを有するのである。

そして、電力会社としては、本来ならば、原子力発電事業を営むことから必然的に生じる全ての責任を負担しなければないことから、上記の経済的弱点を有する原子力発電事業は当然に避けるはずである。

イ 被告国が、国策として原子力発電事業を推進してきたこと

ところが、わが国では、国策として原子力発電推進政策が採られていることから、民間電力会社に、その国策としての原子力発電事業を実行してもらう必要がある。

そのため、被告国は、上記のような経済的弱点を有する原子力発電事業を営んでもなお利益が確保できるような電力業界保護政策を行うとともに、事業の中核的な役割を被告国自らが引き受けたことによって、形式的には民間事業としての原子力発電事業が成立したのである。

原子力発電の発電コストが高いという弱点に対して、被告国は、総括原価方式と地域独占体制の維持を通じて手厚い電力業界保護政策を実施することによってこれを補っていることは、既に訴状の 61 頁にて指摘したとおりである。

そのため、電力会社としては、原子力発電が他の発電方式よりも割高な発電方式だと分かっていても、あえてこれを拒むことはせずに、ただ国策に従って原子力発電所を建設していくべきであったのである。

また、1960年代半頃になると、公害問題が社会問題化して、地元住民の理解を得ることが次第に難しくなってきた中で、被告国は、1974年、原子力発電所立地自治体あるいは立地予定自治体に対し、原子力発電所立地の見返りとして、地元に開発利益の一部を還元する

という名目でいわゆる電源三法を制定したが、その結果、1970年代から同90年代半ばまでの間、わが国では、原子力発電の設備容量の右肩上がりの成長が実現したことは、既に訴状の60頁ないし61頁にて述べたとおりである。

ウ 被告国が核燃料再処理及び廃棄物処理を引き受けていること

また、原子力発電所を操業させると、使用済み核燃料をはじめとする放射性廃棄物の処理の問題に必然的に直面することになる。

使用済み核燃料は、極めて高い放射線量を有していることから、人類に悪影響が及ばなくなるまでの実に数万年にも及ぶ長期間にわたる厳重な管理が必要となる。

数万年にわたる厳重な管理とこれに必要な莫大な費用総額の算定が不可能であることは明らかであるが、原子力発電所を操業させなければならぬ立場の被告国や電力会社からすると、放射性廃棄物の管理を責任もって引き受ける主体が必要である。

そして、この役割を担うのに最もふさわしいのは、一民間企業である電力会社ではなく、被告国であることは、原子力発電を導入した当初から当然の前提となっていた。

エ 高い経営リスクを被告国が引き受けていること

わが国では、原子力発電所事故が発生した場合に、一定の限度額を超える部分については、被告国が電力会社に代わって損害賠償を引き受けることを定めた原子力損害賠償法の成立を待って、原子力発電所が操業を始めている。

原子力発電の導入当時、被告国と電力会社は、仮に原子力発電所事故が発生した場合には、被害金額が国家予算の2倍にも及ぶとの試算を行っていた。

損害賠償の責任主体としては、事故が核燃料や原子力発電所プラン

トの製造ミスから生じていれば、その製造元が損害賠償責任を負うと考えられるところ、原子力関連技術導入のために締結した二国間条約には免責条項が設けられており、核燃料や原子力発電プラントの輸出先である海外の政府・メーカーには損害賠償責任がなかった。

そのため、日本国内において損害賠償責任を果たす必要があったが、事業者である電力会社には、国家予算の2倍にも及ぶ損害賠償責任の全てを負担する能力はなかつたし、また、こうした莫大な損害賠償リスクを冒してまで原子力発電を事業化する必要はなかつた。

そこで、被告国は、損害賠償責任の問題について、原子力損害賠償法等を制定して、電力会社に責任保険への加入を義務付け、仮に、責任保険限度額を超えて電力会社が損害賠償を行うことになった場合には、被告国がその損失を補償する等の必要な援助を行う仕組みを作つた。

これによって、被告国が原子力発電所事故から生じる最終的な責任を果たすことになったことは、既に訴状63頁において述べたとおりである。

オ 原子力発電所事故には、被告国しか対応できないこと

わが国では、被告国と電力会社から、国民に対して、過酷な原子力事故は絶対に発生しないもの（安全神話）と宣伝されてきた。

被告国や電力会社自身も、スリーマイル事故、チェルノブイリ事故といった海外での過酷事故や、国内で頻発した事故に対して、原子力発電所の危険性について真摯に向き合ってこなかつた。

そのため、被告国や電力会社による地震や津波などに対する原子力発電所施設自体の安全対策や、原子力発電所事故が発生した場合の初動体制や被害者に対する賠償措置といった現実に則した損害賠償対応スキームは、いずれも不十分なまま長年にわたって放置されてきた。

1999年にJCO臨界事故が発生し、わが国の原子力事故で初めて周辺住民の避難が実施されたが、被告国対応が不十分であったことから、国民世論の批判を浴びた。

そのため、同年、原子力災害特別措置法が制定されたが、この法律では、被告国が国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することから、組織及び機能の全てを挙げて万全の措置を講ずることが責務とされている。

自然災害と同様に、被告国が、民間の原子力発電事業から生ずる事故の責任について、上記のような責務を負担していることは、原子力発電事業が、民間企業単独では事業者責任を全うすることができない特殊な事業であることを示すものである。

福島第一原発事故では、原子力災害特別措置法の枠組みにとらわれずに、被告国がその組織及び機能の全てを挙げて、事故対応にあたっており、被告国役割がより一層明確になった。

カ 小括

原子力発電事業は、前述したような経済的弱点があって、総事業コストが莫大な額になるため、純粋な民間営利事業としては到底成立しない。

それらを補って、形式的にせよ、民間事業として成立させるために、被告国が、民間電力会社に代わって、原子力発電事業の中核的な役割や責任を担っていることは、以上述べてきたところから明らかである。

(4) まとめ

以上において検討した通り、被告国関与がなければ原子力発電所は設置・操業できないといえるほど、被告国は、原子力発電事業に深く関与しているといえる。

4 ②の「被告国が、規制権限を行使せずとも、非権力的行為によって原子

力発電所の操業を支配していること」という点について

(1) 柏崎刈羽原発（2007年7月）の運転見合わせについて

ここでは、被告国が、規制権限を行使せずとも、非権力的行為によつて原子力発電の操業を支配できることを、具体例を示して明らかにしていくこととするが、その第一例としては、福島第一原発事故以前の例として、2007年7月に発生した新潟県中越沖地震の後、当時の甘利経済産業大臣が、東京電力に対して、柏崎刈羽原子力発電所の安全が確認できるまで運転を見合わせるよう指示したことを指摘できる。

(2) 浜岡原子力発電所の稼働停止について

浜岡原子力発電所については、2011年5月6日に、当時の菅首相が、同原子力発電所付近を震源域とするマグニチュード8程度の東海地震が今後30年以内に87%の可能性で発生することが予想され、これに対する同発電所の安全対策が不十分であることを理由に、中部電力に対して、稼働停止の要請を行った。

この要請には法的根拠がなかったが、同月9日、中部電力は、首相による右要請は、「事実上國の指示・命令と同義」であると捉えて、受け入れた。

(3) 大飯原発の再稼働問題について

大飯原子力発電所の再稼働については、被告国の方針は、文字通り、二転三転した。

当初、被告国は、福島第一原発事故以前と同じく、法定されている定期検査を終了すれば再稼働を容認するという態度を示していた。

しかしその後、新たにストレステストの実施、地元自治体の同意及び首相を含む4大臣の政治決断を含む暫定的手続きを定めたが、これと並行する形で、被告国は、改正原子力規制法に基づく新基準の策定作業を進め、この基準ができるまでは、再稼働を認めないと方針を打ち出

した。

ところが、2012年6月8日、当時の野田首相は、電力不足を理由に大飯原子力発電所の再稼働を容認する旨の記者会見を行い、その結果、同年7月1日に、大飯原子力発電所の再稼働が実現した。

このような一連の大飯原子力発電所再稼働を巡る暫定的手続きは、行政指導ないし事実行為といった非権力的行為にすぎなかつたが、関西電力は、これに忠実に従つたのである。

そして、他の電力会社も、被告国が定めた改正原子力規制法に基づく原子力規制委員会の新基準が策定されるまで、再稼働を認めないと行政指導ないし事実行為といった非権力的行為に従つたのである。

(4) 小括

以上のように、福島第一原発事故の後、被告国は、電力会社に対して、規制権限の行使によることなく、行政指導ないし事実行為といった非権力的行為を通じて、原子力発電所の稼働を支配しているのである。

5 まとめ

以上に述べてきたように、被告国は、原子力発電の導入期から民間事業である原子力発電事業の中核的な部分を担うとともに、電力業界保護政策を実施することによって、電力各社に原子力発電事業という国策を忠実に実行させ、実質的な事業者としての地位を確保してきた。

そのため、福島第一原発事故の後においても、被告国は、行政指導ないし事実行為といった非権力的行為によって電力会社を指揮し、原子力発電所の稼働を支配している。

このような認識のもと、原告らは、被告国に対して、行政訴訟上の差止め、即ち、規制権限の発動による差止めを求めるのではなく、民事訴訟を通じて、被告国が行政指導ないし事実行為といった非権力的行為を実施することによって、本件原発の操業を被告九州電力にさせてはならないこと

を求めているのである。

第2 「本件賠償請求に係る訴えは不適法である」とする被告国の中張について

1 被告国の中張

被告国は、本案前の答弁として、原告らが訴状の請求の趣旨第3項で求めている、「被告らは、連帶して、原告らに対し各金1万円を支払え。」という請求について、将来における操業行為がその時点で不法行為に該当するかどうかは、「本件施設に係る法的規制、本件原子炉の運転状況、本件施設の保守管理状況、原告らの生活状況、居住環境といった変動の可能性のある諸事情によって左右される」ことから、「現時点において将来におけるこれらの事実関係ないし法律関係を一義的に明確に認定することはできない」として、将来の損害賠償請求権は請求権としての適格を欠くと主張する(答弁書1・16頁～18頁、答弁書2・16頁～18頁、答弁書3・17頁～18頁)。

2 原告らの請求権は現時点で明確に特定できること

しかし、既に訴状の67頁で述べたとおり、福島第一原発事故によって、本件原発を含むわが国全ての原発の危険性が明らかになったにもかかわらず、本原発を操業し続けることによって、原告らは精神的に多大な苦痛を被っているのである。

そして、本件原発の危険性は、訴状の他、これまでに提出してきた各準備書面によって一層明らかとなっているのである。

即ち、法的規制、原子炉の運転状況、施設の保守管理状況が将来的にいかに変動しようと、これまで指摘してきたとおり、地震および津波（南海トラフ大地震など）、火山の噴火（桜島の噴火など）、テロ、人為ミスなどによる重大事故の危険性がなくなる訳ではない。

そして、このような状況下において、本件原発が操業をし続けている限り、上記のような事故原因の突然の発生によって福島第一原発事故と同様ないしそれを上回る重大事故が発生し、原告らがとりかえしのつかない甚大な被害を受ける可能性があるということに対する根強い不安は消えないものであるし、このような不安の中で生活、居住することを余儀なくされている原告らの精神的苦痛はなくなるものではない。

また、原告らの生活状況、居住環境がいかに変わろうとも、原発事故の危険に日々さらされていることによる原告らの精神的苦痛が変わるものではない（むしろ、原告らの生活状況や居住環境の変化によって、原告らの精神的苦痛がなくなるような変化が生じると被告国が考えているのであれば、それは具体的にいかなる状況の変化を想定したことか、明らかにされたい。）。

たとえ転居などによって、原告らの生活状況や居住環境が変化したとしても、原告らがわが国に居住している限り、本件原発にて重大事故が発生すれば、深刻な被害を被る可能性があることになんら変わりはない。

現に福島第一原発事故によって、放射性物質は非常に広い範囲にわたって拡散しているという事実があるが、わが国の西側に位置する本件原発においてひとたび重大事故が発生すれば、偏西風が吹くことが多いことから、日本中が放射性物質によって汚染される可能性が極めて高いのである。

このように、法的規制、原子炉の運転状況、施設の保守管理状況、原告らの生活状況、居住環境といった諸事情が仮に変化したとしても、将来における原告らの精神的苦痛はなんら変わらないのであり、被告国の主張には理由はない。

そうすると、将来において、本件原発の操業が停止されること以外の事情によって、原告らの精神的苦痛が解消されるものではないのである。

よって、将来においても、本件原発の操業が停止されない限り、被告ら

が本件原発を操業し続ける行為は不法行為に該当し続けることは明確であるから、将来の慰謝料についての原告らの請求権は、現時点で明確に確定できるものである。

第3 結論

以上の通り、被告国の、「公権力の行使の取消変更やその発動を求める趣旨を包含する民事上の請求は不適法」であるとする本案前の答弁も、また、「本件賠償請求に係る訴えは不適法である」とする本案前の答弁も、いずれも理由がなく、原告らの請求はいずれも適法である。

以上